

第 174 号 (令和 6 年 8 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[告示]**

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 3
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 4
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 12

**[公告]**

- △ 伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】 13
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 14
- △ 同 【経済局商業振興課】 16
- △ 同 【経済局商業振興課】 18
- △ 同 【経済局商業振興課】 20
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 22
- △ 同 【みどり環境局水・土壤環境課】 23
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 24
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 25
- △ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】 26
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 27
- △ 同 【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 同 【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 同 【建築局調整区域課】 35
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 36
- △ 同 【建築局建築指導課】 37
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 38
- △ 同 【建築局建築指導課】 39

**[区告示]**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】 40
- △ 同 【保土ヶ谷区地域振興課】 41
- △ 同 【保土ヶ谷区地域振興課】 42
- △ 同 【保土ヶ谷区地域振興課】 43
- △ 同 【保土ヶ谷区地域振興課】 44
- △ 同 【緑区地域振興課】 45

**[医療局病院経営本部]**

- △ 横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程【人事課】 46

**[教育委員会]**

△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	47
<b>[区選挙管理委員会]</b>	
△ 選挙人名簿への登録を行う日【神奈川区】	52
△ 同【西区】	53
△ 同【中区】	54
△ 同【港南区】	55
△ 同【保土ヶ谷区】	56
△ 同【旭区】	57
△ 同【磯子区】	58
△ 同【金沢区】	59
△ 同【港北区】	60
△ 同【緑区】	61
△ 同【青葉区】	62
△ 同【栄区】	63
△ 同【瀬谷区】	64
△ 同【鶴見区】	65
△ 同【南区】	66
△ 委員長等の氏名【金沢区】	67
△ 選挙人名簿への登録を行う日【都筑区】	68
△ 同【戸塚区】	69
△ 同【泉区】	70
<b>[人事委員会]</b>	
△ 任用候補者名簿の失効【任用課】	71
<b>[その他]</b>	
△ 区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局窓口サービス課】	73

告示

横浜市告示第 314 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 7 月 22 日	公益財団法人小川賢太郎奨学財団	西区浅間町 1 丁目 7 番地の 1	令和 6 年 3 月 1 日

横浜市告示第 315 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和 6 年 7 月 1 日	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	栄区桂町 132 番地	眼科	視覚障害	大川和慶
同	一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	西区みなとみらい三丁目 7 番 3 号	眼科	視覚障害	小澤信博
同	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	青葉区藤が丘二丁目 1 番地の 1	眼科	視覚障害	菊池孝哉
同	上大岡ひらつか眼科	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	眼科	視覚障害	平塚諒
同	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	金沢区六浦東一丁目 21 番 1 号	眼科	視覚障害	水木悠喜
同	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区矢指町 1,197 番地の 1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害	久保佑介
同	公立大学法人横浜国立大学	金沢区福浦三丁目 9 番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音	大平彩菜

	附属病院			声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害	
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害	福井健太
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	耳鼻咽 喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害	松本悠
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県東 生会リハ ビション 病院	神奈川区 西神奈川 一丁目 13 番地の 10	リハビリ テーション シヨン科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不 自由	鈴木俊幸
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	脳神経部 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不 自由	関俊輔
同	独立行政 法人労働	港北区小 机町 3, 21	脳神経 内科	肢体不 自由	川崎怜子

	者健康安 全機構横 浜労災病 院	1 番地				
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	脳神経 内科	肢体不自 由	古 泉 龍 一	
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	整形外 科	肢体不自 由	高 橋 慶 行	
同	医療法人 縁ふじた あんしん クリニック	西区高島 二丁目 10 番 13 号	内科・ 緩和ケ ア内科 ・皮膚 科・精 神科・ 整形外 科	肢体不自 由	藤 田 正 彦	
同	公益財団 法人明德 会清水ヶ 丘病院	南区清水 ヶ丘 17 番 地	内科	肢体不自 由	横 山 友 貴	
同	独立行政 法人労働 者健康安 全機構横 浜労災病 院	港北区小 机町 3,21 1 番地	整形外 科	肢体不自 由	吉 田 厚 志	
同	医療法人 順正会横 浜鶴ヶ峰 病院	旭区川島 町 1,764 番地	整形外 科	肢体不自 由	渡 邊 寿 人	
同	公立大学 法人横浜	南区浦舟 町 4 丁目	心臓血 管セン	心臓機能 障害	金 子 翔 太 郎	

	市立大学 附属市民 総合医療 センター	57 番地	夕一外 科		
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	循環器 内科	心臓機能 障害	武井洋介
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	心臓血 管外科	心臓機能 障害	森佳織
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	循環器 内科	心臓機能 障害	山田優
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	新健史
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	小野崎翔太
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	川村さおり
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	小菅美玖
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	白取陽
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	中本真理
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	渡部春奈
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	田邊まどか
同	公立大学	金沢区福	腎臓・	じん臓機	塚本俊一郎

	横浜市立大学 附属病院	浦三丁目 9番地	高血圧 内科	能障害	
同	一般社団 法人ポロ 一ニアお おぜき医 院	青葉区奈 良一丁目 19番地の 1	訪問診 療・内 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	金田 崇 良
同	神奈川県 立がんセ ンター	旭区中尾 二丁目3 番2号	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	鈴木 敦 人
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器 外科	肝臓機能 障害	佐原 康 太
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	消化器 内科	肝臓機能 障害	船岡 昭 宏
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器 内科	肝臓機能 障害	山崎 雄 馬
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	消化器 内科	肝臓機能 障害	和田 直 大
同	東戸塚耳 鼻咽喉科 クリニック	戸塚区品 濃町 516 番地の 11	耳鼻咽 喉科、 小児耳 鼻咽喉 科、頭 頸部外 科、ア レルギー 科	聴覚又は 平衡機能 障害	高橋 一 広
同	横浜神経 内科・内	南区六ツ 川一丁目	神経内 科、内	音声機能 ・言語機	宇根 隼 人



	科 クリニ ック	211 番地 の 1	科	能 又 は そ し や く 機 能 障 害 、 肢 体 不 自 由	
同	医 療 法 人 社 団 明 芳 会 イ ム ス 横 浜 東 戸 塚 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	戸 塚 区 川 上 町 690 番 地 の 2	脳 神 経 外 科	音 声 機 能 ・ 言 語 機 能 又 は そ し や く 機 能 障 害 、 肢 体 不 自 由	木 築 裕 彦
同	社 会 福 祉 法 人 親 善 福 祉 協 会 国 際 親 善 総 合 病 院	泉 区 西 が 岡 一 丁 目 28 番 地 の 1	神 経 内 科	音 声 機 能 ・ 言 語 機 能 又 は そ し や く 機 能 障 害 、 肢 体 不 自 由	古 田 み の り
同	医 療 法 人 社 団 貞 栄 会 横 浜 在 宅 診 療 ク リ ニ ッ ク	神 奈 川 区 鶴 屋 町 3 丁 目 29 番 地 の 4	内 科 ・ リ ウ マ チ 科	肢 体 不 自 由	内 田 貞 輔
同	汐 田 総 合 病 院	鶴 見 区 矢 向 一 丁 目 6 番 20 号	脳 神 経 内 科	肢 体 不 自 由	菊 池 雷 太
同	昭 和 大 学 横 浜 市 北 部 病 院	都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 35 番 1 号	小 児 科	肢 体 不 自 由	京 田 学 是
同	医 療 法 人 社 団 明 芳 会 イ ム ス 横 浜 東 戸 塚 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	戸 塚 区 川 上 町 690 番 地 の 2	脳 神 経 外 科	肢 体 不 自 由	桑 原 正 憲

同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	脳神経 内科	肢体不自 由	伊達悠岳
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	整形外 科	肢体不自 由	堀内聖剛
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	小児科	心臓機能 障害	市川泰広
同	日吉いわ さ内科・内 循環器内 科	港北区日 吉七丁目 15 番 21 号	内科、 循環器 内科	心臓機能 障害	岩佐健史
同	医療法人 社会イムス 横浜東戸 塚総合リ ハビリテ ーション 病院	戸塚区川 上町 690 番地の 2	循環器 内科	心臓機能 障害	倉富暁子
同	昭和大 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	循環器 内科	心臓機能 障害	辻内美希
同	医療法人 財団明理 会東戸塚 記念病院	戸塚区品 濃町 548 番地の 7	循環器 内科	心臓機能 障害	長岡宣幸
同	公立大学 法人横浜	金沢区福 浦三丁目	小児循環 器科	心臓機能 障害	正本雅斗

	市立大学 附属病院	9 番地			
同	昭和大学 横浜市北 部病院	都筑区茅 ヶ崎中央 35 番 1 号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	菅原浩仁
同	医療法人 社団緑成 会横浜総 合病院	青葉区鉄 町 2,201 番地の 5	小児科	じん臓機 能障害	辻 祐一郎
同	医療法人 五星会菊 名記念病 院	港北区菊 名四丁目 4 番 27 号	内科	じん臓機 能障害	春原伸行
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	小児科	じん臓機 能障害、 ぼうこう 又は直腸 機能障害	神垣 佑
同	社会福祉 法人親善 福祉協会 国際親善 総合病院	泉区西が 岡一丁目 28 番地の 1	外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	徳田敏樹
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	外科部	ぼうこう 又は直腸 機能障害	矢澤慶一

横浜市告示第 316 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）  
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
新治市民の森	緑区新治町 1,217 番の 1 及び 1,217 番の 2	令和 6 年 7 月 4 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

---

公 告

---

横浜市公告第 400 号（令和 6 年 7 月 31 日 掲 示 済）

伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業の施行に係る  
換地処分通知の内容の掲 示

伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業の施行に係る土地区画  
整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定に基づく換  
地処分通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知することがで  
きないものの内容が掲 示されている旨を次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 31 日

横浜市 長 山 中 竹 春

- 1 被通知者の氏名及び住所  
廣 瀬 章 子  
南区西中町 1 丁目 19 番地
- 2 掲 示 場 所  
群馬県伊勢崎市連取町 1,825 番地にある掲 示 板
- 3 掲 示 期 間  
令和 6 年 7 月 31 日から令和 6 年 8 月 10 日まで

横浜市公告第 401 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東急青葉台ビル・青葉台 Y S ビル  
青葉区青葉台二丁目 1 番地の 1 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
東急株式会社  
代表取締役 堀江正博  
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東急株式会社 取締役社長 高橋和夫 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号	東急株式会社 代表取締役 堀江正博 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	セイコーリテールマーケティング株式会社 代表取締役 庄山昌彦 東京都中央区銀座 1 丁目 20 番 14 号 ほか 37 者	セイコーリテールマーケティング株式会社 代表取締役 清水浩史 東京都中央区八丁堀 3 丁目 1 番 9 号 ほか 37 者

- (4) 変更の年月日  
令和 5 年 6 月 29 日ほか
- (5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 7 月 12 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 402 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

たまプラーザ テラス ゲートプラザ  
青葉区美しが丘一丁目 1 番地の 2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社  
代表取締役 堀江正博  
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東急株式会社 取締役社長 高橋和夫 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号	東急株式会社 代表取締役 堀江正博 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定 ほか 83 者	株式会社トモズ 代表取締役 角谷真司 東京都文京区西片 1 丁目 15 番 15 号 ほか 82 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 29 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日



令和 6 年 7 月 12 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 403 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

たまプラーザ テラス ノースプラザ  
青葉区美しが丘一丁目 7 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社  
代表取締役 堀江正博  
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東急株式会社 取締役社長 高橋和夫 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号	東急株式会社 代表取締役 堀江正博 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急百貨店 代表取締役 二橋千裕 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 24 番 1 号	株式会社東急百貨店 代表取締役 大石次則 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 24 番 1 号

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 29 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 7 月 12 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 404 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急青葉台駅ビル

青葉区青葉台一丁目 7 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 堀江正博

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	青葉台駅ビル 青葉区青葉台一丁目 7 番地の 1	東急青葉台駅ビル 青葉区青葉台一丁目 7 番地の 1
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東急株式会社 取締役社長 高橋和夫 東京都渋谷区南平台 町 5 番 6 号	東急株式会社 代表取締役 堀江正博 東京都渋谷区南平台 町 5 番 6 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定 ほか 26 者	株式会社ジーユー 代表取締役社長 柚木治 東京都江東区有明 1 丁目 6 番 7 号 ほか 17 者

(4) 変更の年月日

令和 6 年 7 月 19 日ほか

(5) 変更した理由

店舗名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 7 月 23 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 405 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定  
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区大黒町 39 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、  
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 406 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る。

令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
保 土 ヶ 谷 区 狩 場 町 295 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物  
、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合  
物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びそ  
の化合物、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフ  
ェニル、有機りん化合物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物  
、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合  
物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びそ  
の化合物

横浜市公告第 407 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
青葉区あざみ野一丁目 32 番の 8 及び 32 番の 13 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



横 浜 市 公 告 第 408 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 4 月 1 日	10103	東 急 建 設 株 式 会 社 横 浜 営 業 所	(新) 龍 門 哲	(新) 都 筑 区 中 川 一 丁 目 19 番 23 号
			(旧) 戸 口 田 浩	(旧) 都 筑 区 中 川 一 丁 目 4 番 1 号
令 和 6 年 4 月 26 日	00593	有 限 会 社 長 野 設 備	(新) 安 岡 真 実	港 北 区 新 吉 田 町 3,348 番 地 の 1
			(旧) 長 野 忠 義	

横浜市公告第 409 号

建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催

日本中央競馬会理事長吉田正義から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 項ただし書きの規定に基づく建築許可申請があったので、同条第 15 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、令和 6 年 8 月 11 日までに横浜市建築局建築指導部市街地建築課に申し出なければならない。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 建築物の建築の計画

(1) 申請地

中区根岸台 1 番の 3

(2) 許可対象用途

博物館

7,596.11 m<sup>2</sup>（計画） > 0 m<sup>2</sup>（基準）

(3) 敷地面積

24,800.02 m<sup>2</sup>

(4) 建築物の概要

建築面積 4,699.73 m<sup>2</sup>

延べ面積 7,596.11 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造、  
一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造

階数 地上 2 階、地下 1 階建て

用途 博物館

高さ 10.00 m

2 公開による意見の聴取の日時

令和 6 年 9 月 9 日午後 6 時 30 分

3 公開による意見の聴取場所

中区仲尾台 23 番地

仲尾台中学校コミュニティハウス研修室

横浜市公告第 410 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 2 年 11 月 11 日 第 2020 開 1110 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西区南軽井沢 5 番地の 1  
株式会社あさひハウジングセンター  
代表取締役 香山裕司  
泉区和泉町 6,183 番地の 1  
拓陵建設株式会社  
代表取締役 橋本正和
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
第一工区  
港北区鳥山町 233 番の 1 から 233 番の 4 まで、237 番の 1 の一部、237 番の 3 の一部、238 番の一部、241 番の 1 から 241 番の 7 まで、241 番の 8 の一部、242 番の 1 から 242 番の 7 まで、243 番の 1 から 243 番の 8 まで、244 番の 3 から 244 番の 6 まで、244 番の 8、244 番の 9、245 番の 5、245 番の 14、245 番の 16 の一部、330 番の 1 から 330 番の 7 まで、331 番の 1 から 331 番の 19 まで、333 番の 1 から 333 番の 6 まで、335 番の 2 から 335 番の 24 まで、337 番の 1、337 番の 3、337 番の 5 から 337 番の 9 まで、337 番の 12 から 337 番の 28 まで、338 番の 1 の一部、338 番の 2、338 番の 3、339 番の 1 の一部、339 番の 5 の一部、341 番の 1、341 番の 3、342 番の 3、349 番の 4 から 349 番の 14 まで、350 番の 1 の一部、350 番の 3 から 350 番の 6 まで、381 番の 1、381 番の 2 の一部、381 番の 4 から 381 番の 6 まで、389 番の 3、389 番の 6 の一部、389 番の 9 から 389 番の 18 まで、390 番の 1、390 番の 2 の一部、390 番の 3 から 390 番の 12 まで、391 番の 2 から 391 番の 6 まで、392 番の 2 から 392 番の 14 まで、394 番の 2、394 番の 4 から 394 番の 11 まで、395 番の 1 の一部、398 番の 1 の一部、399 番の 2 の一部、399 番の 4、400 番の 1 の一部、400 番の 2、400 番の 3、401 番の 2、401 番の 3、404 番の 3 の一部、404 番の 4 から 404 番の 7 まで、405 番の 12、405 番の 14 から 405 番の 19 まで、422 番の 1 の一部、422 番の 2、425 番の 1 の一部、426 番の 1 の一部、426 番の 4、427 番の 1 の一部、427 番の 3、429 番の 1 の一部、429 番の 2

の 一 部 及 び 429 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 411 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 8 月 17 日 第 2023 開 1706 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 楠 町 10 番 地 の 1  
株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 荻 間 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 鴨 志 田 町 802 番 の 1 及 び 802 番 の 28 から 802 番 の 42 ま で

横 浜 市 公 告 第 412 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 8 月 28 日 第 2023 開 1307 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 北 原 町 3 丁 目 2 番 22 号  
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン  
代 表 取 締 役 松 林 重 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 小 雀 町 532 番 の 38 及 び 532 番 の 143

横 浜 市 公 告 第 413 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 2 月 21 日 第 2023 開 1612 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 北 幸 一 丁 目 5 番 4 号  
有 限 会 社 グ ラ ン ド ハ ウ ス  
取 締 役 高 橋 陽 司
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 新 橋 町 700 番 の 1 の 一 部 、 700 番 の 10 及 び 700 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 414 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 4 月 4 日 第 2023 開 1413 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 宮 沢 二 丁 目 45 番 の 3 及 び 45 番 の 33 から 45 番 の 44 ま で



横浜市公告第 415 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 11 ・ 6 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 7 月 25 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
8.76 m
- 5 指定の場所  
港北区富士塚一丁目 2,020 番の 11 及び 2,020 番の 11 の先
- 6 申請者の氏名  
株式会社成建  
代表取締役 常盤孝一

横浜市公告第 416 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 12 ・ 2 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 7 月 23 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
20.08 m
- 5 指定の場所  
緑区長津田町 2,224 番の 9 及び 5,817 番の 105 の一部
- 6 申請者の氏名  
井 上 忠 雄

横浜市公告第 417 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 13 ・ 2 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 7 月 24 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
26.76 m
- 5 指定の場所  
戸塚区戸塚町 432 番の 3 及び 432 番の 13
- 6 申請者の氏名  
富士城ホーム株式会社  
代表取締役 柳 沢 正 男

横浜市公告第 418 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号  
第 39・69 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 7 月 16 日
- 3 廃止する道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長  
60.00 m
- 5 廃止の場所  
泉区和泉町 7,883 番の 2 地先から 7,883 番の 38 地先まで

横 浜 市 公 告 第 419 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 7 月 22 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

10.61 m

4 廃 止 の 場 所

磯 子 区 下 町 83 番 の 3 、 85 番 の 2 及 び 85 番 の 5 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 420 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 2 ・ 9 ・ 4 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 7 月 16 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
83.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
磯 子 区 杉 田 六 丁 目 797 番 の 5 地 先 か ら 799 番 の 3 地 先 ま で

横浜市公告第 421 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 42・100 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 7 月 18 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
115.20 m
- 5 廃止の場所  
緑区いぶき野 23 番の 2 から長津田みなみ台七丁目 8 番の 11 まで

区 告 示

神奈川区告示第 12 号（令和 6 年 7 月 22 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、子安台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	神奈川区子安台一丁目、子安台二丁目及び新子安一丁目 45 番 14 号から 45 番 21 号まで並びに西寺尾四丁目 22 番 11 号から 22 番 18 号まで及び 23 番 17 号から 23 番 21 号までの区域	神奈川区子安台一丁目、子安台二丁目及び新子安一丁目 45 番 14 号から 45 番 21 号までの区域



保土ヶ谷区告示第 7 号（令和 6 年 7 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、桜ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 23 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
事務所	代表者の自宅	保土ヶ谷区桜ヶ丘 2 丁目 38 番 45 号

保土ヶ谷区告示第 8 号（令和 6 年 7 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、桜ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 23 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	保土ヶ谷区桜ヶ丘 1 丁目全域、但し 20 番の全域を除く、桜ヶ丘 2 丁目全域、但し 16 番から 24 番までの全域、30 番 1 号から 7 号までの全域、31 番から 33 番までの全域、46 番から 48 番の全域及び 10 番 67 号、初音ヶ丘 2 番 2 号から 2 番 1 号までの全域	保土ヶ谷区桜ヶ丘 1 丁目全域、但し 20 番から 42 番 1 号から 44 番 3 号、43 番から 44 番の全域を除く、桜ヶ丘 2 丁目全域、但し 16 番から 24 番までの全域、30 番 1 号から 7 号までの全域、31 番から 33 番までの全域、46 番から 48 番の全域及び 10 番 67 号、初音ヶ丘 2 番 2 号から 2 番 1 号までの全域、花見台 2 番 1 号から 2 番 12 番までの全域

保土ヶ谷区告示第 9 号（令和 6 年 7 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、神戸町西部親和会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 23 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部

浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
区域	保土ヶ谷区神戸町 10 番地から 188 番地の 12、桜ヶ丘 1 丁目 44 番 5 号、6 号、7 号、8 号、11 号まで	保土ヶ谷区神戸町 10 番地から 188 番地の 12、桜ヶ丘 1 丁目 44 番 5 号、6 号、7 号、8 号、11 号、12 号、14 号から 16 号、18 号、19 号から 24 号、26 号、27 号、42 番 1 号、2 号、3 号、43 番 3 号、12 号、13 号、14 号、16 号まで

保土ヶ谷区告示第 10 号（令和 6 年 7 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、上星川東部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 23 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部

浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	北 原 輝 夫 保土ヶ谷区上星川 2 丁目 20 番 6 号	原 泰 弘 保土ヶ谷区上星川 2 丁目 43 番 18 号

緑区告示第 55 号（令和 6 年 7 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、青砥団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 23 日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	加藤 昌一 緑区北八朔町 60 番地 の 36	船 曳 達 也 緑区青砥町 926 番地 の 23

---

医療局病院経営本部

---

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 13 号（令和 6 年 7 月 31 日揭示済み）

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員就業規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「勤務時間については」を「うち、病院事業管理者が別に定める職員の勤務時間は」に、「に基づく」を「を適用する」に改め、同条第 3 項中「に基づく」を「を適用する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

10 業務の都合により、第 1 項の規定により難しいときは、所属長は、病院事業管理者の定めるところにより、1 か月を平均し 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分とし、特定の日において 7 時間 45 分又は特定の週において 38 時間 45 分を超えて職員の勤務時間を定めることができる。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 9 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表浦島丘中学校の部及び栗田谷中学校の部を次のように改める。

浦島丘中学校	浦島小学校区域 浦島小学校区域のうち 神奈川小学校区域のう 子安小学校区域のう 入江一丁目 1 番から 14 番まで、17 番から 28 番 まで、恵比須町、子安 台一丁目、子安通 1 丁目 目 104 番地から終りま で、2 丁目、3 丁目、 新子安一丁目、宝町、 守屋町 2 丁目から 4 丁 目まで	浦島小学校	神奈川区 浦島丘、白幡西町 2 番 から 39 番まで、白幡東 町、白幡南町、立町、 富家町、鳥越、七島町
		神奈川小学校	神奈川区 出田町、浦島町、神奈 川一丁目 17 番地の 2 か ら 17 番地の 8 まで、亀 住町、子安通 1 丁目 1 番地から 103 番地まで 、新浦島町、新町、鈴 繁町、千若町、東神奈 川一丁目、星野町 1 番 地の 1 から 1 番地の 15 まで、1 番地の 17、1 番地の 18、1 番地の 20 から 1 番地の 23 まで、 2 番地から 5 番地まで 、東神奈川二丁目、瑞 穂町、守屋町 1 丁目
		子安小学校	神奈川区 入江一丁目、入江二丁 目、恵比須町、大口通 18 番地から 55 番地ま で、子安台一丁目、子 安台二丁目 1 番から 8 番まで、子安通 1 丁目 10

			4 番地から終りまで、 2 丁目、3 丁目、新子安町、 安目、宝町、新守屋 目から 4 丁目
栗田谷 中学校	幸ケ谷小学校区域のうち 青木小学校区域の栗田谷 上反町から 14 番まで、 1 号から 14 番まで、 52 号まで、高島台、 町、松本町 1 丁目、	幸ケ谷小学校	神奈川区大野町、神奈川 青木町、大野町、神奈川 川一丁目、大野町、神奈川 番地 17 番地から二丁目、 、18 番地、神奈川、金港 川本町、栄町、地の橋の 野町 1 番地、6 番内町 地のりまで、山
	齋藤分小学校区域のう ち齋藤分小学校 30 番 14 から 53 番まで、中丸	二谷小 学校	神奈川区西神奈川一丁 旭ヶ丘、西神奈川 2 丁目、 目、西本榎 1 番地から 27 二号まで、65 番地、108 番地、89 番地から 115 番地、平川町、広台太田 、二ツ谷町
		青木小 学校	神奈川区上反町、桐畑、 泉町、谷、沢渡、台町、 栗田谷、反町、鶴屋町、 高島台、ケ丘 1 番地、 、松ケ地、37 番地、 番地、3 丁目まで
		齋藤分 小学校	神奈川区中丸、西神 齋藤分 3 丁目、二本榎 齋藤川三丁目から 27 番 奈川 32 号から 34 番 番で、六角橋四丁目 角橋まで

別表の 1 の表藤の木中学校の部藤の木小学校の項中「19 番、21 番、22 番」を「19 番から 22 番まで」に改め、同表鶴ヶ峯中学校の部不動丸小学校の項中「30 番 7 号まで」を「30 番 6 号まで」に改め、同表上白根北中学校の部白根小学校の項中「30 番 8 号」を「30 番 7 号



」に改め、同表岡村中学校の部岡村小学校の項中「、岡村八丁目 20 番」を削り、同表みたけ台中学校の部鉄小学校の項中「 155 番地の 30 まで」の次に「、 155 番地の 84、 155 番地の 86 から 155 番地の 90 まで」を加え、同表南戸塚中学校の部南戸塚小学校の項中「 1,178 番地の 4 」の次に「、 1,178 番地の 9 」を加え、「 2,625 番地の 66 まで」を「 2,625 番地の 67 まで、 2,625 番地の 71 」に改める。

附 則

( 施行 期 日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の日から令和 12 年 10 月 31 日までの間は、この規則による改正後の横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則別表の 1 の表浦島丘中学校の部及び栗田谷中学校の部中

「

浦島丘 中学校	浦島小学校区域 神奈川小学校区域 子安小学校区域のうち 入江一丁目 1 番から 14 番まで、17 番から 28 番 まで、恵比須町、子安 台一丁目、子安通 1 丁 目 104 番地から終りま で、2 丁目、3 丁目、 新子安一丁目、宝町、 守屋町 2 丁目から 4 丁 目まで
栗田谷 中学校	幸ヶ谷小学校区域 二谷小学校区域 青木小学校区域のうち 上反町、桐畑、栗田谷 1 番から 10 番まで、14 番 1 号から 14 番 4 号ま で、15 番 11 号から 15 番 52 号まで、沢渡、台町 、高島台、反町、鶴屋 町、松本町 1 丁目、2 丁目 齋藤分小学校区域のうち ち齋藤分町 30 番 14 号か ら 30 番 52 号まで、31 番 から 53 番まで、中丸

」

とあるのは

「

浦島丘 中学校	浦島小学校区域のう 神奈川小、安通、島、1番地、東町、 ち出町、か浦島町、瑞穂、 住番、新町、千目、1丁目、 繁川二丁目、1丁目、 屋子安江一丁目、17番、 子入番まで、恵目、地、 番まで、104番、2丁目、 目、子屋まで、新守目
栗田谷 中学校	神奈川小、1丁目、17番、 ち神奈川小、1丁目、15番、 の2か東神、1番、 で、野町、17番、 星1番地の23番地まで 幸ヶ谷小学校区域のう 二谷小、桐畑、栗田谷 青木反町、から10番、 上1番1号から11号、 1番、15番まで、反町、 町、高島台、1丁目、 目、齋藤分小学校区域のう ち齋藤分、52番まで、 ち齋藤分、52番まで、 から53番まで、中丸

」

とする。

3 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び

横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定（通学区域の変更に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校に就学する者（転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項の規定により当該市立小学校に指定されている者を除く。）について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立小学校に指定されている者については、なお従前の例による。

---

区選挙管理委員会

---

神奈川区選挙管理委員会告示第 4 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）  
選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

西区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市西区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号 ( 令 和 6 年 7 月 19 日 掲 示 済 )

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 令 和 6 年 9 月 1 日 及 び 同 年 12 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録  
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の  
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 6 年 7 月 19 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 9 月 2 日

令 和 6 年 12 月 2 日

港南区選挙管理委員会告示第 4 号（令和 6 年 7 月 19 日 掲 示 済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市港南区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号 ( 令 和 6 年 7 月 19 日 掲 示 済 )  
選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 令 和 6 年 9 月 1 日 及 び 同 年 12 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録  
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の  
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 6 年 7 月 19 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 9 月 2 日

令 和 6 年 12 月 2 日



旭区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市旭区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

磯子区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 7 月 19 日 掲 示 済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号 ( 令 和 6 年 7 月 19 日 掲 示 済 )

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 令 和 6 年 9 月 1 日 及 び 同 年 12 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録  
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の  
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 6 年 7 月 19 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 9 月 2 日

令 和 6 年 12 月 2 日

港北区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 7 月 19 日 掲 示 済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市港北区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

緑区選挙管理委員会告示第 4 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市緑区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

青葉区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市青葉区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

栄区選挙管理委員会告示第 4 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市栄区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

瀬谷区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 7 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 19 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日



鶴見区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 7 月 22 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

南区選挙管理委員会告示第 5 号（令和 6 年 7 月 22 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市南区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

金沢区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 7 月 22 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 7 月 20 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市金沢区選挙管理委員会

委員長

藤 井 節 子

委員長職務代理者

保 坂 一 成

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号 ( 令 和 6 年 7 月 22 日 掲 示 済 )

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 令 和 6 年 9 月 1 日 及 び 同 年 12 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録  
を 行 う 日 は 、 登 録 月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の  
休 日 以 外 の 日 と す る 。

令 和 6 年 7 月 22 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 9 月 2 日

令 和 6 年 12 月 2 日

戸塚区選挙管理委員会告示第 7 号（令和 6 年 7 月 22 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

泉区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 7 月 22 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日及び同年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 7 月 22 日

横浜市泉区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

令和 6 年 12 月 2 日

## 人事委員会

横浜市人事委員会公告第 2 号

任用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則（平成 19 年 3 月横浜市人事委員会規則第 17 号）第 40 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の任用候補者名簿を令和 6 年 7 月 18 日に失効させたので公告する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市人事委員会

### 1 採用候補者名簿

- (1) 横浜市職員（大学卒程度・技術先行実施枠）採用候補者名簿（令和 5 年 5 月 31 日確定分）
- (2) 横浜市職員（大学卒程度）採用試験 特別実施枠【S P I 方式】採用候補者名簿（令和 5 年 6 月 13 日確定分）
- (3) 横浜市職員（社会人）採用試験 特別実施枠【S P I 方式】採用候補者名簿（令和 5 年 6 月 13 日確定分）
- (4) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 8 月 1 日確定分）
- (5) 横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 8 月 16 日確定分）
- (6) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 8 月 16 日確定分）
- (7) 横浜市行政職員（事務 A、事務 B 及び事務 C）採用選考採用候補者名簿（令和 5 年 10 月 27 日確定分）
- (8) 横浜市行政職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 11 月 8 日確定分）
- (9) 横浜市行政職員（免許資格職）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 11 月 8 日確定分）
- (10) 横浜市行政職員（社会人）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 12 月 5 日確定分）
- (11) 就職氷河期世代を対象とした横浜市行政職員採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 12 月 5 日確定分）
- (12) 横浜市学校事務職員採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 8 月 1 日確定分）
- (13) 横浜市学校事務職員（学校事務 D、学校事務 E）採用選考採用候補者名簿（令和 5 年 10 月 27 日確定分）
- (14) 横浜市学校事務職員（社会人）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 12 月 5 日確定分）
- (15) 横浜市学校栄養職員採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 11 月

8 日 確 定 分 )

- (16) 横浜市学校栄養職員（社会人）採用試験候補者名簿（令和 5 年 12 月 5 日 確 定 分 )
  - (17) 横浜市消防職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 4 年 8 月 24 日 確 定 分 )
  - (18) 横浜市消防職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 8 月 23 日 確 定 分 )
  - (19) 横浜市消防職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 11 月 29 日 確 定 分 )
  - (20) 横浜市企業職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿（令和 5 年 11 月 8 日 確 定 分 )
- 2 昇任候補者名簿
- (1) 令和 5 年度係長・消防司令昇任候補者名簿（令和 5 年 11 月 29 日 確 定 分 )
  - (2) 令和 5 年度専任職昇任選考昇任候補者名簿（令和 5 年 12 月 5 日 確 定 分 )
  - (3) 令和 5 年度専任職昇任選考昇任候補者名簿（令和 5 年 12 月 5 日 確 定 分 )



その他

市 窓 第 714 号  
令 和 6 年 8 月 5 日

区 長 各 位

副 市 長

区 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に つ い て の 一 部 改  
正 に つ い て ( 依 命 通 達 )

区 長 委 任 事 務 に 関 す る 決 裁 準 則 の 制 定 に つ い て ( 昭 和 49 年 9 月 26  
日 総 区 第 107 号 助 役 依 命 通 達 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 公 布 の  
日 から 施 行 す る 。

別 表 第 2 総 務 部 の 戸 籍 課 の 項 中

「

<p>電 子 署 名 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 情 報 シ ス テ ム 機 構 の 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 に 関 す る</p>		<p>(43) 条 基 用 書 及 の づ 証 証 行 行 3 に 名 明 等 条 基 者 子 発 子 第 定 署 証 行 22 に 用 電 の 関 法 規 く 子 発 第 定 利 用 書 に と の づ 電 の び 規 く 明 明 等 こ</p>	<p>(43) 「 に 手 収 こ も 、 」 行 徴 る む る ち 等 発 の す 含 あ う 行 、 料 関 を で の 発 は 数 に と の</p>
--	--	--	---

こと。				
-----	--	--	--	--

」

を「

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に關すること。			<p>(43) 条 条 定 署 証 行 法 び 2 基 者 子 発 3 3 規 子 発 及 用 電 關 第 第 の づ 電 の び 条 条 定 利 用 書 に と 法 び 2 基 用 書 並 22 規 明 明 等 こ 及 の に 名 明 等 第 第 の づ 証 証 行 行 る</p>	<p>(43) 「に手収こも、」行徴るむるち等発のす含あう行、料関をでの発は数にとの</p>
--	--	--	--	--

」

に改める。